

令和 6 年 度

燕市明るい選挙推進協議会総会

と き 令和 6 年 5 月 3 1 日 (金)

午後 4 時 0 0 分から

ところ 燕市役所燕庁舎 4 階 第 2 会議室

1. 開 会

2. 挨 拶

燕市明るい選挙推進協議会 会長 大 倉 剛

3. 議 題

- (1) 令和5年度事業報告並びに決算報告について
- (2) 令和5年度会計監査報告について
- (3) 令和6年度事業計画並びに予算（案）について
- (4) 研修視察について
- (5) 明るい選挙推進協議会の内規の改正について
- (6) その他

4. 閉 会

令和5年度 事業報告

自令和5年4月 1日
至令和6年3月31日

月 日	事 業 等
4月7日	県議選街宣啓発（18人参加）
4月25日	理事会の開催（令和5年度総会の運営について）
5月25日	総会の開催 { 令和4年度会務報告並びに決算報告について 令和4年度会計監査報告について 令和5年度の年会費について 令和5年度啓発活動並びに予算（案）について 研修視察について
6月1日	明るい選挙啓発ポスター作品募集
6月1日	明るい選挙出前授業（小中川小学校）
6月15日 16日 19日	燕市議会定例会傍聴（自由参加）
6月16日	理事会の開催（ポスターコンクール募集にかかる学校訪問（5校）、相場元会長祝賀会について）
6月29日	明るい選挙啓発ポスター作品募集にかかる学校訪問 （燕西小、小中川小、吉田北小、栗生津小、分水小）
9月5日～ 7日	燕市議会定例会傍聴（自由参加）
9月12日	明るい選挙啓発ポスター審査会（応募総数30点） 特選4点、入選10点
9月12日	理事会の開催（研修視察について）

月 日	事 業 等
1 1 月 1 日～ 2 日	研修視察（山形県遊佐町）7 名参加
1 2 月 1 2 日～ 1 4 日	〕 燕市議会定例会傍聴（自由参加）
1 2 月 2 0 日	市区町村選挙管理委員会啓発指導者研修会（新潟市） 大倉会長、齋藤推進員（選管委員）出席
2 月 2 2 日	燕市明るい選挙推進協議会研修会（17 名+事務局 2 名出席） 新有権者啓発冊子封詰め作業の実施
2 月 2 8 日	新有権者啓発冊子発送（641 通）※18 歳の者
3 月 6 日～ 8 日	〕 燕市議会定例会傍聴（自由参加）
1 1 月 8 日～ 1 2 月 1 3 日	〔選挙用具貸出〕 燕中等教育学校 11/8～11/17、燕北中学校 11/28～11/30、 小池中学校 11/28～12/1、分水中学校 11/29～12/4、 吉田中学校 11/29～12/6、燕中学校 12/5～12/13

令和5年度 歳入歳出決算書

自 令和 5年4月 1日
至 令和 6年3月31日

(歳入)

○ 前年度繰越金	297,817 円
○ 会費 (@3,000円×21人)	63,000 円
○ 預金利息	2 円

合 計	360,819 円
-----	-----------

(歳出)

○ 総会終了後懇親会補助	25,445 円
○ 新年会補助	32,008 円
○ 総会時お茶代	1,652 円
○ 街頭啓発時お茶代	1,652 円
○ 研修視察補助	97,510 円
○ 研修会時お茶代	1,580 円
○ 慶弔費、その他	37,720 円

合 計	197,567 円
-----	-----------

歳入歳出差引163,252円は翌年度に繰り越す。

慶弔費、その他の内訳

- ①退職者の記念品代(11名分)22,000円
- ②相場前会長の藍綬褒章受章お祝いの花束代5,500円
- ③見舞金等で10,220円

総会終了後懇親会収支決算書

(令和5年5月25日 吉田屋)

(収 入)

- | | |
|------------------------|----------|
| ○ 出席者負担金 (@4,000円×17人) | 68,000 円 |
| ○ 令和5年度歳出予算から | 25,445 円 |

計	93,445 円
---	----------

(支 出)

- | | |
|----------|----------|
| ○ 吉田屋へ支払 | 93,445 円 |
|----------|----------|

計	93,445 円
---	----------

新 年 会 収 支 決 算 書

(令和6年2月22日弥六)

(収 入)

- | | |
|------------------------|----------|
| ○ 出席者負担金 (@4,000円×16人) | 64,000 円 |
| ○ 令和5年度歳出予算から | 32,008 円 |

計	96,008 円
---	----------

(支 出)

- | | |
|---------|----------|
| ○ 弥六へ支払 | 96,008 円 |
|---------|----------|

計	96,008 円
---	----------

研 修 視 察 収 支 決 算 書

(令和5年11月1日～2日 山形県遊佐町)

(収 入)

○ 出席者負担金 (@22,000円×7人)	154,000	円
○ 市支給旅費 (随行職員の宿泊費を含む)	100,700	円
○ 令和5年度歳出予算から	97,510	円

計	352,210	円
---	---------	---

(支 出)

○ 宿泊費 (@12,250円×9人)	110,250	円
○ 宴会費他	18,260	円
○ 昼食代	32,220	円
○ マイクロバス借上料等	157,300	円
○ 駐車料	0	円
○ 入館料	5,580	円
○ 高速・有料道路料金等	5,930	円
○ 手土産代	3,210	円
○ 乗務員費	9,600	円
○ 保険料、手数料他	9,860	円

計	352,210	円
---	---------	---

議題(2)

会計監査報告書

燕市明るい選挙推進協議会規約第7条の規定により、令和5年度歳入歳出決算状況について、帳簿証拠書類を照合した結果、適正であることを認めます。

令和 6 年 4 月 1 1 日

監査委員

廣瀬 苗子



燕市明るい選挙推進協議会

会 長 大 倉 剛 様

令和6年度 事業計画について

令和6年度における啓発活動等について（案）

実施月	実 施 予 定 事 業
4 月	○理事会開催（4月26日（金）実施・令和6年度総会の運営について）
5 月	○理事会開催（5月21日（火）実施・令和6年度総会の運営について） ○明るい選挙推進協議会総会並びに懇親会（5月31日（金）実施） ○明るい選挙啓発ポスター募集開始
6 月	○明るい選挙啓発ポスター作品募集に学校訪問（会長、理事2名） ○明るい選挙出前授業 （小中川小学校：6月18日（火）実施 副会長2名）
9 月	○燕市議会定例会傍聴（自由参加） ○明るい選挙啓発ポスター審査会（9月17日（火）実施）
12 月	○燕市議会定例会傍聴（自由参加）
2 月	○明るい選挙推進協議会研修会並びに新年会 ○新有権者啓発事業（啓発冊子等の発送）
3 月	○燕市議会定例会傍聴（自由参加）
随 時	○小・中・高等学校への選挙用具貸出事業 ○明るい選挙出前授業 ○県選管主催の各種研修会参加

令和 6 年度 歳入歳出予算書（案）

自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 7 年 3 月 3 1 日

（歳 入）

○ 前年度繰越金	163,252 円
○ 会 費（21人名分）	63,000 円
○ 預金利息	2 円

合 計	226,254 円
-----	-----------

（歳 出）

○ 総会終了後懇親会補助	42,000 円
○ 研修視察補助	0 円
○ 新年会補助	42,000 円
○ 総会費	3,000 円
○ 研修会費	3,000 円
○ 街頭啓発時飲み物代	0 円
○ その他（予備費）	136,254 円

合 計	226,254 円
-----	-----------

総会終了後懇親会予算（案）

(収 入)

- | | |
|-----------------------|-----------|
| ○ 出席者負担金（@5,000円×21人） | 105,000 円 |
| ○ 令和6年度歳出予算から | 42,000 円 |

計	147,000 円
---	-----------

(支 出)

- | | |
|--------------------|-----------|
| ○ 料 理（@5,000円×21人） | 105,000 円 |
| ○ 飲み物（@2,000円×21人） | 42,000 円 |

計	147,000 円
---	-----------

研 修 視 察 予 算 (案)

令和6年度は市の補助がありません
(隔年開催のため)

(収 入)

○ 出席者負担金	0 円
○ 市支給旅費（隔年支給、6年度は支給無）	0 円
○ 令和6年度歳出予算から	0 円

計	0 円
---	-----

(支 出)

○ 宿泊費等	0 円
○ 宴会飲物代	0 円
○ 昼食代等	0 円
○ マイクロバス借上料等	0 円
○ 入館料及び雑費	0 円
○ 高速料金、保険料等	0 円

計	0 円
---	-----

新 年 会 予 算 (案)

(収 入)

- | | |
|------------------------|-----------|
| ○ 出席者負担金 (@5,000円×21人) | 105,000 円 |
| ○ 令和6年度歳出予算から | 42,000 円 |

計	147,000 円
---	-----------

(支 出)

- | | |
|---------------------|-----------|
| ○ 料 理 (@5,000円×21人) | 105,000 円 |
| ○ 飲み物 (@2,000円×21人) | 42,000 円 |

計	147,000 円
---	-----------

議題(4)

令和6年度 研修視察について（案）

- 時 期 10月ごろ
- 視 察 地 県内市町村を予定
- 交通機関 市の公用車を使用予定

※県内日帰りでの研修を調整中です。原則隔年開催となっているため、令和6年度は市からの補助が出ない点についてご了承ください。

(参考)

昭和58年度	福島県喜多方市	平成18年度	見附市（意見交換会）
59年度	糸魚川市	19年度	福島県田村市
60年度	村上市	20年度	（衆議院解散不明のため中止）
61年度	両津市	21年度	富山県氷見市
62年度	群馬県藤岡市	22年度	（市議選等のため中止）
63年度	石川県七尾市	23年度	山形県米沢市
平成 元年度	長野県中野市	24年度	（衆議院解散不明のため中止）
2年度	山形県天童市	25年度	栃木県小山市
3年度	栃木県栃木市	26年度	（市議選のため中止）
4年度	福島県二本松市	27年度	上越市
5年度	石川県松任市	28年度	（選挙が続いたため中止）
6年度	長野県佐久市	29年度	※ 長野県小諸市
7年度	山形県酒田市		（衆議院解散のため中止）
8年度	群馬県太田市	30年度	（県知事・市議選のため中止）
9年度	村上市	令和 元年度	長野県小諸市
10年度	富山県立山市、石川県加賀市	2年度	（隔年開催のため、実施せず）
11年度	山形県米沢市、宮城県白石市	3年度	（新型コロナにより中止）
12年度	長野県岡谷市	4年度	（隔年開催のため、実施せず）
13年度	福島県須賀川市	5年度	山形県遊佐町
14年度	岐阜県高山市		
15年度	（住民投票等選挙が続ки中止）		
16年度	※ 茨城県古河市		
	（中越地震のため中止）		
17年度	群馬県桐生市		

燕市明るい選挙推進協議会内規（案）

〔年会費〕

1. 年会費は、**5, 0 0 0 円**とする。ただし、任期満了時において退任される方からの年会費は徴収しないものとする。

〔慶弔規程〕

~~1. 推進員が病気等により入院した場合は、見舞金 5, 0 0 0 円を贈る。~~

1. 推進員が死亡された場合は、香典 5, 0 0 0 円を贈る。この場合、事務局は他の推進員に当該推進員が死亡した旨を連絡する。

2. その他不慮の災害による被害を受けた場合は、被害の程度によりその都度会長と協議のうえ決める。

3. 上記 1 から 2 の場合において、当該推進員からの返礼品等による御礼は行わないこととする。

※ この内規は、昭和 5 0 年 4 月 1 日から施行する。

※ 内規一部改正（平成 4 年 5 月 1 2 日）

内規 1 中、見舞金 3, 0 0 0 円を 5, 0 0 0 円に、内規 2 中、香典 3, 0 0 0 円を 5, 0 0 0 円に改め、平成 4 年 5 月 1 2 日から施行する。

※ 内規一部改正（平成 9 年 1 2 月 9 日）

内規 2 中「この場合、事務局は他の委員に当該委員が死亡した旨連絡する。」を加え、平成 9 年 1 2 月 9 日から施行する。

※ 内規全部改正（令和 5 年 5 月 2 5 日）

年会費を 3, 0 0 0 円とする規定を加えて全部を改正し、令和 5 年 5 月 2 5 日から施行する。

※ 内規一部改正（令和 6 年 5 月 3 1 日）

年会費 1 中、年会費 3, 0 0 0 円を 5, 0 0 0 円に改め、慶弔規程 1 を削り、慶弔規程 2 から 3 までを 1 ずつ繰り上げ、慶弔規程 4 中、「上記 1 から 3 の場合」を「上記 1 から 2 の場合」に改め、同規定を慶弔規程 3 とし、令和 7 年 4 月 1 日から施行する

燕市明るい選挙推進協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、燕市明るい選挙推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、民主政治の健全な発展を図るために、燕市における選挙人の政治意識の高揚に努める等、明るい選挙の実現を期することを目的とする。

(組 織)

第3条 協議会は、燕市明るい選挙推進員をもって組織する。

(任 期)

第3条の2 燕市明るい選挙推進員の任期は2年とする。但し、再任をさまたげない。

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、燕市選挙管理委員会の事務局内におく。

(事 業)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 明るい選挙運動の企画・調査研究を行い、これを推進すること。
- (2) 関係機関及び団体の連絡調整を図ること。
- (3) その他目的達成に必要な事業

(役 員)

第6条 協議会に次の役員をおく。

会 長	1 名
副会長	2 名
理 事	若干名

2. 役員は総会において互選し、その任期は推進員の任期とする。
3. 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
4. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
5. 理事は、協議会の常時の執行に参画する。
6. 役員参与として、顧問、相談役を置くことができる。なお、任期は役員の例による。

(監査委員)

第7条 協議会の会計を監査するため監査委員をおく。

2. 監査委員は、年1回及び必要があると認めたときは、協議会の会計を監査してその結果を公表しなければならない。
3. 監査委員は、会長の指名により選任し、その任期は推進員の任期とする。

(会 議)

第8条 協議会の会議は、総会及び理事会とする。

2. 総会は、推進員全員をもって構成する。
3. 理事会は、第6条第1項の役員をもって構成する。なお、会長が必要と認めるときは、同条第6項の役員参与に理事会への出席を求め、意見を聴くことができる。
4. 総会及び理事会は、必要な都度会長が召集し、会長が議長となって会議を運営する。
5. 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の議決事項)

第9条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の改正
- (2) 構成員の変更
- (3) 事業計画の樹立に関する事項
- (4) その他重要な事項

(事務局の職員)

第10条 協議会の書記は、燕市選挙管理委員会の書記をもってこれにあてる。

2. 書記は会長の命を受け、協議会の庶務に従事する。

(会計年度)

第11条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第12条 協議会の経費は、推進員からの年会費、各事業への参加費及びその他の収入をもって充てる。

(補 則)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附 則

この規約は、昭和 47 年 8 月 2 日から施行する。

附 則 （昭和 48 年 12 月 11 日）

この規約は、昭和 48 年 12 月 11 日から施行し、昭和 47 年 8 月 2 日から適用する。

附 則 （昭和 63 年 5 月 26 日）

1. 第 3 条の 2 及び第 6 条第 2 項の任期については、昭和 62 年 8 月 1 日から始まる任期に限り「3 年」を「2 年 8 か月」とする。
2. この規約は、昭和 63 年 5 月 26 日から施行し、昭和 62 年 8 月 1 日から適用する。

附 則 （平成 13 年 5 月 8 日）

この規約は、平成 13 年 5 月 8 日から施行し、平成 11 年 5 月 1 日から適用する。

附 則 （平成 23 年 3 月 31 日）

この規約は、平成 23 年 3 月 31 日から施行する。

附 則 （平成 27 年 5 月 29 日）

この規約は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。

附 則 （令和 5 年 5 月 25 日）

この規約は、令和 5 年 5 月 25 日から施行する。

燕市明るい選挙推進協議会推進員名簿

R 6. 5. 31現在

番号	役 職	氏 名	住 所	電話番号	備 考
1		相 場 恵美子			
2	理事	伊 東 信 一			
3	理事	梅 澤 京 子			
4	会長	大 倉 剛			
5		川 上 正 和			
6		川 本 由美子			R5. 5. 30 加入
7		久 住 十太郎			
8		齋 藤 啓 子			
9		酒 井 節 子			
10		佐 野 満 子			
11		清 水 レイ子			
12		関 美 栄 子			
13		滝 澤 朱 美			
14	副会長	田 中 喜代子			
15		玉 橋 康 雄			
16		田 村 義 信			
17	監査	廣 瀬 苗 子			
18		星 野 友 栄			
19		本 多 孝 夫			
20	副会長	山 中 初 美			
21		吉 田 信 子			

※氏名は五十音順で掲載